

## 1 趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第 2 次一括法）による「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部改正により、これまで「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」で全国一律に定められていた特定道路等における歩道等その他の施設等の構造に関する基準を条例で定めることとされたことに伴い、当該基準を「芦屋市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」に規定するもの。

## 2 省令の基準と条例で定める基準の比較

省令において条例で定めるとされた次の基準について、条例で定める。

なお、定める内容は、省令で示された基準を参酌し、同内容とする。

省令	条例	内 容
第 3 条	第 3 条	歩道
第 4 条	第 4 条	有効幅員
第 5 条	第 5 条	舗装
第 6 条	第 6 条	勾配
第 7 条	第 7 条	歩道等と車道等の分離
第 8 条	第 8 条	高さ（歩道等）
第 9 条	第 9 条	横断歩道に接続する歩道等の部分
第 10 条	第 10 条	車両乗入れ部
第 11 条	第 11 条	立体横断施設
第 12 条	第 12 条	エレベーター（立体横断施設）
第 13 条	第 13 条	傾斜路（立体横断施設）
第 14 条	第 14 条	エスカレーター
第 15 条	第 15 条	通路（立体横断施設）
第 16 条	第 16 条	階段（立体横断施設）
第 17 条	第 17 条	高さ（乗合自動車停留所を設ける歩道等）
第 18 条	第 18 条	ベンチ及び上屋
第 19 条から第 21 条 まで		路面電車停留場等
第 22 条	第 19 条	障害者用駐車施設
第 23 条	第 20 条	障害者用停車施設
第 24 条	第 21 条	出入口

第 25 条	第 22 条	通路（自動車駐車場）
第 26 条	第 23 条	エレベーター（自動車駐車場）
第 27 条	第 24 条	傾斜路（自動車駐車場）
第 28 条	第 25 条	階段（自動車駐車場）
第 29 条	第 26 条	屋根
第 30 条から第 32 条 まで	第 27 条から第 29 条 まで	便所
第 33 条	第 30 条	案内標識
第 34 条	第 31 条	視覚障害者誘導用ブロック
第 35 条	第 32 条	休憩施設
第 36 条	第 33 条	照明施設
第 37 条		防雪施設

\* 省令：移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令  
(参酌基準)

### 3 基準設定の考え方

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を条例で定めるに当たり、省令で定められている参酌基準に基づいて本市における移動等円滑化の整備工事実績を検討した結果、本市には該当のない路面電車停留場等及び防雪施設に係る構造基準については、条例で規定しないこととするが、その他の構造に関する基準については、参酌基準を本市の基準とすることが妥当であると判断したため、同内容の基準を条例において定めるものとする。